

## 協定金の支払に係る評価方法及び KPI の説明

## 1 KPI 項目の設定

KPI 評価は原則として令和 9 年 3 月 31 日時点で実施する。

本事業者は、応募時に事業計画に係る KPI 及び KPI 連動額を設定する。都が設定した各項目について数値目標を設定すること。また応募者は、独自の項目を作成し(以下「任意項目」という。)、KPI 及び KPI 連動額を設定してもよい。

KPI 項目は下表のとおり

#	分類	項目	設定値
1	海外拠点でのプログラム	グローバル HUB との連携関係の構築	2 件
2		グローバル HUB と連携した、海外拠点でのプログラムの企画サポート	2 件
3		グローバル HUB とのプログラムに参加するスタートアップのソーシング	50 社以上
4		グローバル HUB とのプログラムに参加するスタートアップの選定	2 件
5		グローバル HUB とのプログラムの実施におけるスタートアップ等への支援	2 式
6		プログラム受講スタートアップへのアフターフォロー	2 式
7	東京・日本のエコシステム のグローバル 化促進プログラム	グローバル HUB との連携関係の構築	2 件
8		グローバル HUB と連携したプログラムの企画サポート	2 件
9		グローバル・エコシステム連携強化に向けた国内事業者等のソーシング	50 者以上
10		グローバル・エコシステム連携強化に向けた国内事業者等の参画	20 者以上
11		東京・日本のエコシステムのグローバル化促進に向けた取組の企画・実施	2 式
12	その他	任意項目 (自由設定)	0 件以上

## 【設定にあたっての留意事項】

- ・任意項目に係る KPI 連動額は合計 1,000 万円(税込)を超えないこと。

## 2 協定金の支払

### (1) 協定金の額の決定について

#### ① KPI 評価額（上限1億8000万円（税込））

都は、KPI の達成状況から算出される KPI 連動額により定量的評価を行い、支払う協定金の額を決定する。KPI の数値目標を満たさない場合は、KPI 連動額に達成率を乗じた金額を支払う。ただし、KPI の数値目標が100%を超えた場合であっても、各項目の KPI 連動額を超える金額は支払わない。

#### ② 成果評価額（上限2000万円（税込））

事業全体をとおして得られた成果について、外部有識者等により下表の5段階で評価し、成果評価額を決定する。

<表> 成果評価と成果評価額

評価	目安	成果評価額
A	優秀な成果水準	2,000万円
B	良好な成果水準	1,800万円
C	標準的に期待される成果水準	1,600万円
D	標準的に期待される水準に不足する部分があり 事業成果として期待されるもの半分程度の水準	800万円
E	成果として著しく不良	0円

成果評価に当たっては、以下のような成果評価根拠事実を総合的に勘案して、定性評価を行うものとする。評価基準の詳細は別に定める。

- ・都とグローバル HUB との関係強化、および両エコシステムの交流促進につながる取組とすることができたか
- ・有力なスタートアップ、国内事業者等の巻き込みを図ることができたか
- ・プログラム参加者等への支援により、具体的なビジネス成果につなげることができたか
- ・本事業の認知度向上や成果発信につながる取組を行うことができたか

### (2) 協定金の支払いについて

原則として、協定期間終了後に一括払いにより支払う。ただし、KPI 評価額を確定できる場合において、四半期単位を限度に支払うことができるものとする。

協定期間終了後速やかに都が KPI 項目の達成状況の評価するとともに、外部有識者を交えた評価委員会により成果評価額を決定し、その合算により令和9年5月末までに協定金を支払う。